

議事日程(第4号)

令和4年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第3号 町道路線の認定
- 日程第2 議案第7号 桂川町宿泊税交付金基金条例の制定
- 日程第3 議案第8号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第9号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第6 議案第11号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第12号 桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第13号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第17号 令和4年度桂川町一般会計予算
- 日程第10 議案第18号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 令和4年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第21号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和4年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和4年度桂川町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 町道路線の認定
- 日程第2 議案第7号 桂川町宿泊税交付金基金条例の制定
- 日程第3 議案第8号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第9号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第6 議案第11号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第7 議案第12号 桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を
改正する条例の制定
- 日程第8 議案第13号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第17号 令和4年度桂川町一般会計予算
- 日程第10 議案第18号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 令和4年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第21号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和4年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

1番	原中 政廣君	2番	林 英明君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	下川 康弘君
9番	竹本 慶吉君	10番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長兼会計管理者	北原 義識君	税務課長	秦 俊一君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君

水道課長 …………… 山本 博君 学校教育課長 …………… 平井登志子君
社会教育課長 …………… 原田 紀昭君 王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

まず、初めに大塚議員より訂正の申出がありましたので、許可します。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3月9日、本会議の私の一般質問の中で、財政非常事態宣言が継続中で、前任の前田町長は自身の月額報酬を減額されましたが、井上町長は11月に当選後、次の12月議会でどのくらい上げられたかは調べておりませんが、報酬を上げられました。私は少なくともそのとき役場職員全員だったと思いますけど、「半年ぐらいは減額してほしい」と発言しましたが、「12月議会」ではなく、正しくは「3月議会」で条例を上げられましたの間違いでありましたので、訂正します。

○議長（原中 政廣君） 会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号道路町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第3号町道路線認定について。

総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回認定しようとする道路は、路線名、六反坪線、十三塚線、古野2号線の3路線です。

桂川駅北側に位置します六反坪線については、桂川町の開発指導要綱等を遵守し、整備された10区画の分譲住宅造成に係る道路であり、造成工事終了後町へ移管され、これを町道認定するものです。

道路幅員は6mでございます。

土師ライスセンター北側に位置します十三塚線については、工事完成から30年ほど経過しておりますが、アスファルト路面や道路側溝等の構造物の劣化もなく、起点・終点ともに既存町道

に接続しております。

道路の幅員は5mでございます。

土居彼岸田橋付近の古野2号線については、私道の寄付所有権移転により河川敷地を含めた道路拡幅を、昨年末、桂川町において整備しており、始点は県道豆田稲築線、終点は既存町道古野1号線に接続しております。

当委員会は現地確認を行い、これらの路線を認定することは問題ないと判断し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第7号桂川町宿泊税交付金基金条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

福岡県宿泊税条例の制定に伴い、令和2年度から宿泊税交付金が福岡県から交付されています。宿泊税交付金は観光の振興を図る施設に要する費用に充てるものであり、単年度で全額を充当し切れない場合、基金に積み立てた上で翌年度末までに活用することができます。

宿泊税の対象施設は、ゆのうら体験の杜と総合キャンプ場であり、令和2年度の実績は、宿泊

税対象者393名、県への納付額7万8,600円です。

宿泊税交付金の目安は納付額の2分の1、3万9,300円のところですが、県全体の観光の底上げを図る観点から最小交付金額50万円が交付されました。

この条例は、宿泊税交付金を基金に積み立てることを定めたものであり、当委員会では原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町宿泊税交付金基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第8号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本議案は、町の非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和と育児休業を取得しやすい勤務環境整備の観点から、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

本条例の改正により、非常勤職員に係る育児と仕事の両立の支援と、職員の育児休業の取得の促進を推進することになり、当委員会では審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本議案は、昨年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、令和4年度からの職員等の期末手当の支給月数を0.15月分、再任用短時間勤務職員の期末手当を0.1月分引下げ、本来は令和3年12月の期末手当で減額すべき金額を令和4年6月の期末手当で減額するために特例処置の規定を定めるものです。

地方公務員の一般職の職員給与は、地域の実情を踏まえ、民間の給与を適正に反映することが求められます。

今回は、民間との格差の均衡を図るための引下げで、コロナ禍の異例の状況下、民間が厳しい経済状況にある中で、やむを得ない処置と判断するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に対し、私は反対の立場から討論に参加をいたします。

昨今、コロナ禍に加え、ウクライナ情勢による原油原材料などの高騰で苦しい生活を余儀なくしているのは公務員も例外ではありません。

引下げの理由として民間との格差を言われていますが、2001年開始された構造改革で非正規雇用を拡大し、低賃金構造を固定化した結果であります。

また、長期化するコロナ感染症に対して政府の対策は後手後手であり、自治体の職員は振り回されながらも業務を遂行している、そのような公務員の給料引下げには私は容認できません。よって、私はこの案件に反対であります。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、議案第9号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第5. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第10号押印見直しの一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本議案は桂川町で進めています行政手続における押印見直しに伴い、関係する5つの条例の押印を廃止するため、関係条例の整備として議会の議決を求められたものです。

本条例の改正により、押印が廃止されることで町民の負担が軽減されるだけでなく、今後、申請手続のオンライン化が促進されることが期待されることから、当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号押印の見直しに伴う、関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第11号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本議案は、地方公共交通の活性化及び再生の推進を図る地域公共交通計画の策定のため、その調査、審議機関となる地域公共交通会議を新設するに当たり、当該会議委員の日額報酬及び費用弁償の額を定めるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第12号桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当議案は、湯の浦総合キャンプ場をゆのうら体験の杜及び弥山岳、共に自然体験や登山、宿泊等が可能な地域資源として、一体的に利活用するため、管理・運営の所管を社会教育課から企画財政課に変更するものであります。

今後、当エリアのポテンシャルを生かして事業展開をするに当たっては、国の地方創生推進交付金の活用を視野に入れることが望ましく、そのノウハウを持つ企画財政課への所管変更は適格であると考えます。

そのほか、当施設の利用実態やセントラルロッジの解体等を勘案し、入場料や宿泊使用料等の廃止がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
大塚君。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今回の条例の一部改正で、バンガローなどの場所は土砂災害警戒区域で危険であるため、撤去したほうがよいとの意見は出なかったのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） その場所に関しては土砂災害地域だということは承知しております。会議の中で出たのは、「気象情報等を注視しながら入場・立入りの制限を考える」ということを強く要求しております。

また、自然を敬い、正しくおそれ、遊ばせてもらうことが寛容なものじゃないかなということで、私たちは賛成しております。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

吉川君。

○議員（６番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第１２号湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、私は反対の立場から討論に参加をいたします。

従来、社会教育の一環として利用されていたキャンプ場を、今回、企画財政課に移すという主な理由の一つとして人員の管理体制を言われました。

利用状況につきましても、町内の小中学校の利用はゼロです。ないということです。ということは、今後は企画財政で財産の管理になると私は理解をしました。

湯の浦キャンプ場は桂川町ハザードマップに土砂災害特別警戒区域と桂川町最大警戒区域であると書いてありました。

このような危険なキャンプ場を果たして存続させて良いものかどうか、悩みました。そして、私は、反対を決断しました。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今、吉川議員が言われたようなことでございますけども、一応、私の考え方を述べさせていただきます。

一般質問で「セントラルロッジを含め、バンガローなどがあるところは土砂災害警戒区域や一部土砂災害特別警戒区域で危険であるため撤去すべき」との発言をしてきましたので、担当部署の変更ではなく、この条例の廃止を願うため、反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第12号を採決します。

起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第12号。

失礼しました。

暫時休憩。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（原中 政廣君） 再開します。

したがって、議案第12号桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数であります。したがって、条例の制定については可決することに決定しました。

日程第8. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第13号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の主な改正理由は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国民健康保険税において全世帯の未就学児に係る均等割の軽減処置を導入しようとするものです。

現在、低所得者世帯に対し、均等割の軽減処置が講じられていますが、今回にの改正により未就学児に対し、これまで自己負担をしていただいた分の5割を軽減するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（原中 政廣君） 議案第17号令和4年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第17号令和4年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では1款町税において、前年度実績を考慮し、5.5%の増となっております。これは、令和3年度の当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、6.1%の減としておりましたので、平年並みの水準に戻ります。

次に、2款地方譲与税から11款地方交付税につきましては、地方財政計画等を勘案した計上がなされております。

次に、17款財産収入では、町が保有する遊休土地の購買収入が新たに計上されています。

次に、19款繰入金では、財政調整基金など、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れが行われております。

その他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されています。

一方、歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業や移住定住奨励事業の関係経費のほか、新規に公共施設等総合管理計画の会計や対象税目拡大に伴い、共通納税システム改修に係る経費、また、今年の秋に任期満了を迎える町長選挙及び町会議員一般選挙費等が計上されています。

次に、3款民生費では、児童手当給付金給付費、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター関連経費、6款農林水産業費では、農林業の振興関係経費や水利施設改修費等が計上されています。

次に、7款商工費では、消費者行政経費や創業支援補助等の商工業振興費のほか、新規に桂川

駅観光案内所の開所関係経費が計上されています。

次に、8款土木費では、前年度から継続事業である町営住宅二反田団地B棟建設事業費や道路の維持管理費及び新設改良費のほか、新規に桂川駅自由通路清掃や鳥類ふん害対策に係る経費が計上されています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団組織に係る経費が計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入では、13款分担金及び負担金において保育所保育料が町立分は減額、私立分は増額で計上されています。

その理由は、吉隈保育所が民営化され、町立保育所1園、私立保育園が2園となるためです。同じ理由で15款国庫支出金及び16款県支出金において子供のための教育保育給付事業等に係る国・県負担金補助金が増額計上となっています。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種対応に係る補助金等が新規計上されています。

その他、歳入については、前年度実績等を勘案して計上されています。

一方、歳出では、3款民生費において、障がい者自立支援や障がい児通所支援に係る給付費が実績に基づき増額されています。

新規では、私立保育園における保育支援者配置及び保育補助者雇上げ強化に係る補助金や保育の安全対策に係る補助金等が計上されています。

4款衛生費において、新規では、新型コロナワクチン接種費や健康ポイント事業費が計上されています。

なお、福岡県央環境広域施設組合負担金については、同組合施設改修費の財源調整により本町持ち分の基金還付が生じ、前年度より大幅減となっています。

なお、これは本年度に限るものです。

10款教育費では、新規としては、GIGAスクール推進事業委託料や王塚古墳石室安定化検討等業務委託料等が上げられています。

新年度予算を審査する中で幾つかの課題が出てきています。

1、町政報告の中で町長が述べられた健康ポイントについてです。健康ポイントの予算が20万円ということに委員全員が驚きました。新規事業を行うのにあまりにも少ない。町民に関心を持ってもらうには最初が肝心です。健康ポイントのことを知り、自分もやってみようと思いを動かすものにするためにはもっと多くの予算が必要と思われます。使った予算の分、町民が健康になれば、健康、健やかで幸せにつながります。結果として、国保の削減にもつながります。費

用を増やすべきです。

2、学校給食の残飯の処理に費用がかかっています。残飯は資源として活用できないのか、利用を考えてほしいと学校給食担当や保健環境課にお願いしました。

また、給食の原材料の地産地消については、もっと進めるべきで、そのために農家と連携して取り組む必要があります。

3、吉隈保育所が民営化され、私立保育園が2園となります。「民営化に伴って、町費が削減されます。削減できます。その分は保育に重点的に配分する」と井上町長は言われていました。言われたとおりに、新年度事業では保育園に新規事業を行い、保育士の負担を減らすようにされて、なっています。ぜひ今後とも続けていってください。同時に、唯一の町立保育所である土師保育所にも同様の事業を行っていってください。

当委員会は、審議の結果、当委員会に付託された案件については原案に賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 総務経済建設委員長にお尋ねしますが、まず、観光案内所の関係ですけど、文教のタブレットのほうに観光案内所のイメージ図が上がってございましたけども、何も説明がありませんでした。

そこで、どのような説明があって、議員からどのような意見等があったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（5番 大塚 和佳君） あと1点いいですか。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（5番 大塚 和佳君） すみません。ゆのうら体験の杜についてです。利用者増の取組や農業の6次化に向けた取組等の協議内容及び提案等が議員からあったかの2点、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） すみません。2件目をもう一度お願いします。

○議員（5番 大塚 和佳君） すみません。ゆのうら体験の杜についてですが、利用者増の取組や農業の6次化に向けた取組などの協議内容や、議員さんから提案がどのようにあったのか、ということでお知らせいただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） まず、観光案内所の件に答えさせていただきます。

駅が開通して1年が経過しております。一般質問では何度か文教さんのほうから質問が出ておりまして、このままでは駄目なんじゃないかということで、駅利用者のアンケート、各種団体の

意見交換などから得られた要望やアイデアを参考にして提案されています。

実施可能な機能から随時スタートするものとし、休憩場コーナー、情報発信コーナー、ミニギャラリーとして活用する予定であります。現地の視察も行ってまいりました。

まず、利用者のために早期に運用を開始する必要があり、開設後は利用状況を見ながらよりよい施設になるよう、柔軟に対応していくことを求めています。

備品購入に関しても質問があると思うんですが、備品は価格帯は安いものから高価なものまで幅広くございます。施設を利用される皆さんがより長く快適に利用していただくためには、ある程度の品質を確保することが良いと思われまます。

必要な部品を業者に見積りを取って予算計上し、内容はタブレットに掲載しております。原則としては、宿泊税交付金を充てる予定であり、適切であると判断しております。

管理に至っては、朝7時から夕方6時までを想定しております。土曜・日曜・祝日を含めております。管理委託の内容は朝・夕の鍵の開け閉め、照明や空調の入り切り、日常の簡易な清掃です。

詳細な管理内容は委託先と調整しながら定めるものであり、6月から翌年3月までの10か月分を予算計上されています。その残りはまた今後管理業者と話をしながら進めていきたいというふうに聞いております。

次に、ゆのうら体験の杜についてですが、ゆのうら体験の杜、私もゆのうら体験の杜は賛成の派であります。今、ゆのうら体験の杜をどういうふうに利用していくか、すごく皆さんいろんなことを悩んで考えてあります。

今回、企画財政課になることで、補助金等々をいかに引っ張ってくるかというのがまた問題になると思います。

それと、今、御指摘がありました農業の6次化等の問題、それから、利用者増をどうするかということは、本当、今後の課題ですが、農業6次化に関しては、若手農業者、名前を出して失礼ですが、野上さんとか、あの方たちがあそこを利用してこの近辺でいろんなことをやろうとしてあります。それは、私たち桂川町としても若手農業者に対する支援ということは一緒に応援してやらないかなのかなというふうに思いながら、私たちは賛成しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第17号令和4年度桂川町一般会計予算に反対の立場から討論に参加をいたします。

この案件には、住基ネットシステム機器保守委託料、住基ネットシステムサポート委託料、住基ネットシステムプログラム修正委託料が計上されております。

そもそも住基ネットとは、国民一人一人に10桁の番号をつけ、住所・氏名・性別・生年月日とその変更情報を国と自治体が管理するというものです。何よりも個人のプライバシーを守る保護措置が不備であるということで、日本共産党は反対をしましてまいりました。

次に、同和対策費が今回も計上されております。私は毎回申し上げておりますように、国の同和対策事業は終了しているということで、私はこの案件に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 賛成の立場でお話をいたします。

21世紀は人権の世紀を合言葉で始まりました。国連人権委員会でも日本においては同和問題の解決が指摘されています。ロシア・ウクライナ紛争で分かるように、世界各地で人権問題が起きています。日本でもマイノリティーに対する差別が問題になっています。

同和問題、人権問題解決のため、桂川町においても財政措置が必要です。よって、こうした予算については、賛成いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私はその先の第12号のキャンプ場に対して、キャンプ場を財政企画課に所管を変えることに賛成しました。

実は、そろえるべきだと。キャンプ場とゆのうら体験の杜は一体とすべきだと前から言っていました。僕のイメージはどっちかという社会教育担当になるんじゃないかなと思っていましたが、財政企画になっています。

それで、そのときに、それがいいんじゃないかと思いました。私はもともとからあのゆのうら体験の杜、これは無理だと。議員になって最初から言ってきました。案の定、こうなっています。

だから、「あがきましょう」と何回も言いました。「何とかしましょうや」と。みんなで決めたやないですか。何とか使いましょうと。使うだけ使って。やるだけやって駄目なら諦めましょう。年間1,000万かかるんですよ。

だから、今回、企画財政課がそこを担っていくということは新たな企画が出るんだろうと期待しています。ぜひとも貴重な予算を用意して、新たな計画を立ててください。協力します。駄目ならやめましょう、ついでに言えば。

そして、先ほど補助金を取ってとか言われたけど、その補助金を先に当てにするけん変なことになってきたんでしょ。

ごめんなさい。どこがといえば、関係案内所、そうでしょう。そうじゃなくて、本当に必要なのは何なのかから考えて、補助金あるのならいいんです。先に補助金ありきで考えたら、また、いびつなものができます。ぜひとも企画財政課の奮闘、及びそれを皆さんで応援すること。もちろん議員頑張りますので、賛成の立場から、以上、申し上げます。

○議長（原中 政廣君） ここで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案17号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第17号令和4年度桂川町一般会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第10. 議案第18号

○議長（原中 政廣君） 議案第18号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第18号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ193万8,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込計上が行われております。

また、歳出では、一般管理費で、需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上があります。

なお、当事業は平成28年に完了しております。今は収入のみです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であ

ります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

11時5分より再開いたします。暫時休憩。

午前10時50分休憩

午前11時02分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第11. 議案第19号

○議長（原中 政廣君） 議案第19号令和4年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第19号令和4年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当会計の令和4年度予算において、個別事案に係る土地購入費等の計上はありません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上で報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和4年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号

○議長（原中 政廣君） 議案第20号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は17億3,259万4,000円で、加入世帯2,001世帯、被保険者3,126名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比マイナス約0.8%、1,346万7,000円の減額となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税と県支出金です。国民健康保険税は、国民健康保険加入者の減少等により、2億6,913万円。前年度と比べて842万9,000円の減額。桂川町の医療費の支払いや国保の財政安定化のため、県から交付される県支出金も前年度と比べ421万円減額の13億276万8,000円で計上されています。

歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で桂川町が負担すべき保険給付費は13億939万1,000円で、前年度と比べ379万7,000円の減額となっておりますが、桂川町国民健康保険特別会計の歳出予算の約75%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べて955万5,000円減額の3億7,137万円が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第20号議案令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加をいたします。

この案件には、今年4月から実施される未就学児均等割5割軽減が計上されていることは、多少評価いたしますが、高過ぎる国保税で予算が組まれております。全国知事会も国に対して公費投入増を行い、高過ぎる国保税をせめて協会けんぽ並みに引き下げよという要求をしていること

にも見られるように、高過ぎる国保税が住民を苦しめている実態を私は容認することができません。よって、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第20号を採決します。起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第20号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第13. 議案第21号

○議長（原中 政廣君） 議案第21号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億2,076万4,000円で、被保険者2,171名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比約3.4%増、719万6,000円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億4,150万8,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の7,621万4,000円です。

歳出の主なものは、広域連合への給付金の2億1,149万3,000円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号令和4年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第22号令和4年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

第2条では業務予定量を定めています。令和4年度の給水戸数は5,919戸、年間有収水量は130万8,936m³、1日平均有収水量は3,586m³を予定しています。

当初予算の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額2億2,569万2,000円を予定しています。現年度当初予算比較で619万7,000円の減額です。主な要因は、料金収入の減収見込みによるものです。

また、人件費、労働力、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費等の支出総額としては、2億2,239万2,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、182万9,000円の増額です。主な要因は、浄水施設のろ過剤の入替え、配水管修繕費、人事異動に伴う人件費等の増額によるものです。

差引きの事業収益は330万円の黒字を見込んでいます。

次に、第4条では、工事請負費や機械装置購入費などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度予定はなく、支出総額は6,205万6,000円を予定しています。現年度比較、3,011万3,000円の増額です。主な要因は、近年の大雨等による原水変化や職員の高齢化等に対するため、インターネットを活用して、原水や浄水状況等を常時監視、観測できる、クラウドシステムの設置経費の計上によるものです。

収入が支出に対して不足している額6,205万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,807万1,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万5,000円で補填するものです。

今年、ベテランの上水職員が退職されます。また、長期休職者もいるようです。水は、町民の

生活に欠かすことのできないもので、安心かつおいしい水の提供のため、精通した職員の確保、育成を強く望みます。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号令和4年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号令和4年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第23号令和4年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

なお、本補正予算は、桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業の追加によるものであります。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では11款地方交付税において、財源調整により普通交付税が追加計上されています。

なお、本補正後の財政留保見込額は1億4,399万円6,000円です。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加計上されています。

歳出予算では、2款総務費において、コンビニスマホ収入の導入関係経費や庁舎の公共Wi-

F i 整備及びバリアフリートイレ改修に係る工事費、また、K B C テレビ独自の d ボタン機能を利用する公共放送 d ボタン広報システム使用料金等が追加計上されています。

3 款民生費では、子育て世帯へ臨時特別給付金が追加計上されています。

これは、国の同制度では所得制限超過のため対象外となった方に対し、町独自に給付されるものです。

7 款商工費では、商工会によるプレミアム付商品券「よかーけん」の発行事業に係る補助金の追加計上、9 款消防費では、飯塚地区消防組合の感染防止体制づくりに係る負担金が追加計上されています。

当委員会は審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1 5 款国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、市立保育所に係る保育所 I C T 化推進事業費国庫補助金が計上されています。

歳出予算では、3 款民生費において、総合福祉センター「ひまわりの里」の公共W i — F i 整備費や善来寺保育園及び4 月から民営施設となる吉隈保育園の両私立保育園に対する保育所 I C T 化推進事業費補助金が計上されています。

4 款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3 回目接種推進に係る町内医療機関への支援金が計上されています。

1 0 款教育費では、小中学校における児童生徒の出欠状況や健康観察情報等のデジタル化、共有化に係る小中学校統合型公務支援システム導入委託料や1 人1 台タブレット端末に係る学習環境の向上のための電子黒板購入費、また、住民センターなど、社会教育施設の公共W i — F i 整備及びバリアフリートイレ改修に係る工事費、学校給食共同調理場の手洗い場設備、調理員専用トイレ改修工事や電子図書館の蔵書充実のための電子書籍コンテンツ使用料が計上されています。

当委員会では、補正予算について、次のような意見が出ています。

1、公共W i — F i の設置場所は担当課に詳しく知らされていません。縦横の連携、つまり、町長から発するところの係までの連絡・連携不足、また、横の課同士の連携・連絡不足があると思われる。

2、私立保育所2 園に I C T 化推進事業費が計上されています。これはいいことですが、土師保育所には計上されていません。土師保育所には臨時交付金から計上すべきです。

3、小中学校統合型公務支援システム導入事業に桂川幼稚園が入っていません。桂川幼稚園には本事業か I C T 化推進事業が必要です。

4、感染症拡大予防対策用品に保育所が入っていません。保育所は新年度予算に入っていました。ここでも統一性がありません。トータルで見ている人がいない。

5、図書館電子図書拡大事業で500万円をかけて電子書籍を購入しますが、これまでの利用状況は1日に1冊から2冊です。費用対効果が低い。導入するならば貸出数を増やす取組が同時に必要です。これを行うべきです。

ここはお願いしておきます。

また、電子図書が本当に必要ならば、今後、毎年、電子図書を入れるようにしていくべきです。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に反対多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 6点ありますが、一括でいいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、総務経済建設委員長のほうにお尋ねいたしますが、まず、公共施設Wi-Fi整備事業で、Wi-Fiを設置した場合、住民のメリットは。また、指定避難所への設置の意見は出たでしょうか。

2点目に、書面規制、押印、対面規制の見直し支援事業で、押印の見直しで、住民の来庁時の手間を省略する内容はどのようなものがあるのでしょうか。また、住民の方のメリットは。

3点目、コンビニスマホ収納事業ですが、水道課では新年度予算に計上しておりますが、なぜ補正予算なのか。ほかはなぜ補正予算なのか。

4点目、情報発信ツールdボタン広報紙活用事業で、dボタン広報紙は必要か、また、必要ないとの意見等があったか。また、あれば内容を教えてください。また、アクセス状況は分かるようになっているのか。それと、費用対効果の検証等の意見はあったのか。3点目に利用等の啓発をどのようにしていくのか、また、何年も続けていくのかというふうな御意見があったかどうか。

5点目、子育て世帯への臨時特別給付金、12月と1月に子育て世帯へ支払ったが、今回の提案になった理由と議員の意見内容等があれば教えてください。

6点目に、これは全体的なことですが、今回提案の補正予算を変更して、住民への給付を実施したらとの意見は出なかったのか、また、あったならばどのような意見や内容だったのか、教えてください。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 順番がちょっと違うかもしれませんが、お答えしていきたいと思います。

W i — F i を設置した場合の住民のメリットということですが。

今回、設置した公共施設におけるW i — F i 設備を整備することで、行政手続のデジタル化を推進し、コロナ禍で接触を控える住民サービスの提供ができる体制を確立することを目的としております。

住民のメリットを具体的にということなんで、短期的には、本人のポケット通信料を使わずにスマートフォンの通信等が可能になります。

新型コロナウイルス感染、外出制限や三密の回避等により、デジタル化が推奨されて、今後、さらに加速するデジタル化のためにはW i — F i が必要かと思っております。

また、主な避難所にW i — F i を設置することで、従来のモバイルW i — F i と比べて三密を回避して、情報取得が可能と考えます。

避難所は現在10か所ございますが、避難所の再編を見据え、今回、主要な避難所にW i — F i 設置を判断したものであります。

学校等、中学校・小学校の体育館等は現在設置されております。

吉隈保育所に関しては民営化に伴い、設置の対象から外しております。

もし足りなければまた御質問してください。

次が、押印だったですかね。

○議員（5番 大塚 和佳君） 押印。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 大塚さん、押印ですね。はい。

押印の見直しは住民の来庁時の手間を省略する内容、どのようなものがあるかという質問でございましたが、新型コロナ感染症対策の基本の一つに、できる限り必要な接触を避けることはあるというふうに思います。押印が廃止されれば、申請手続がオンライン化により、非接触での行政サービスの提供ができます。受けられます。

具体的なこととなると、今後、デジタル化が加速しますので、将来的に国や県が指示した内容や本町が独自に取り組む内容がオンライン申請に移行していくと考えます。

独自に取り組むものは所管の体制やシステムの構築等の導入の準備を進めながら本町になじむものを考えていきます。

住民のメリットは、押印の手間が省けるほか、究極のメリットは来庁せずに簡易な施設利用等の申請が可能になるということだと考えております。

次に、コンビニスマホ、コンビニ等の予算の件ですが、水道課で上がっていなかったというのが、水道事業会計は一般会計とは違うということがまず一つあります。コンビニスマホ収納については、これまで令和5年度開始に向け、関係各課でそれぞれ準備が進められております。水道事業の当初予算計上はこれを受けてのものであります。

一方、一般会計では、コンビニスマホ収納導入事業費も含め、第4次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業とすべく予算編成がされています。このため、予算時点が異なっております。

また、同交付金は、一般会計に対して交付されるものであり、水道事業への補助等の費用を計上する場合は、一般会計から水道事業に繰り出す形で計費されます。

このことから同予算がコンビニスマホの導入が、関連が水道事業と違ったのはしようがないのかなというふうに思っております。

次、子育て世帯でよかったですかね。

○議員（5番 大塚 和佳君） dボタン。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） dボタン。はい。dボタン広報紙の話ですが、KB Cと独自にやるという話です。現在、町の情報をいち早くお知らせするツールとしてホームページが挙げられますが、スマートフォンを含むインターネット環境が必要です。また、防災行政無線や電光掲示板は気象条件等に左右される場合があります。

これらの問題を補完し、町が独自に発信する情報を町内の御家庭にくまなくお届けするという近々の課題にこのdボタン広報紙の導入は非常に有効なものであると考えます。

各家庭には必ずテレビが1台はあるのではないかと思います。そのdボタンを押すことによって桂川町の情報が仕入れられて皆さんに届くということはずごくいいことではないかなというふうに思っております。

費用対効果の話がございましたが、まずこれはどのくらいかかるのか。まずやってみて、これがどンドン今から先デジタル化が進んでいろんな方向が出てくる可能性があります。その都度変えていける、変わればもっといいものができれば変えていきたいという意見が出ておりました。

○議員（5番 大塚 和佳君） 啓発とその運用。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 給付ですか。利用者の啓発。はい。

dボタンの啓発ということですが、ホームページ等を利用したり、広報紙ですね。桂川町の広報。それを使いながら啓発していきたいというふうに思っておりますが。ちょっと待って下さいね。いっぱい質問でちょっと勘違いしておりますが。

啓発は、各種総会、各戸配布のチラシや広報けいせんのホームページなどで広く周知することとのことであります。

当委員会としては、各種総会など、住民の皆さんが集まる機会を活用して、周知を図るよう進言しております。

よろしいでしょうか。

子育て世帯の。ちょっと待ってください。

○議長（原中 政廣君） 暫時休憩。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 子育て給付の件ですが、国の制度では所得制限が設けてありました。その中で、桂川町においても「所得制限を撤廃してほしい。子供にまで不平等を強いているのではないか」という住民の声を頂いておりました。

その所得制限に関しましても、これは国のほうで決まったんですが、950万、この設定のところで大変もめてたと思うんです。夫婦共で950万なのか、片方、高い、960万ですかね。960万なのかということで、いろいろもめて、高いほうの960万と設定がありました。

じゃあ、1人で働いて960万の人、夫婦共稼ぎで1,500万ぐらいあるんだけど、960万と800万とか、そういうふうになったときにそれでも給付費はもらえる。それは本当に不公平じゃないかという声が聞こえておりました。

それで、今回の補正で桂川町独自として10万円ずつ、45名の方だと聞いております。に、給付するというふうになっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで、質疑を終わります。

○議員（5番 大塚 和佳君） 6点目がありますけど。

○議長（原中 政廣君） 失礼しました。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 全体的にはどういう意見が出たかということでしたが、今回の補正予算の主な内容は、主にウイズコロナ下での社会経済活動の再開や新たな暮らしのスタイルの確立など、国が巨額の交付金を支出している本来の趣旨に合致し、また、本町の近い将来を見据えた優先度の高い事業であると判断しています。

また、先日の一般質問において、当委員会所属の議員、杉村明彦議員から本補正予算に計上されていない事業について、介護職員に対する応援給付事業の要望等があったところではありますが、事業化するには種々の、いろいろな問題があると考えます。

執行部において、精査、検討の上で必要な時点で提案されることと思っておりますので、この場では

言及を避けたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと準備した質問がかなり重なってますので、省略する分と、子育て世帯がやはり気になりますので、確認します。

前回、給付された目的をもう一度お願いしたい。それから、あえて収入は高い層に給付しよう。不満が出たんだと言われるけど本当に出たんですか。1,000万近い収入がある人ですよ。何分の何なのか御存じですか。2000分の45です。その保護者。この件は私も後で提起しますので言います。だから、この質問はいいです、多分、見解がずれますので。

だから、給付された目的の確認、そして、給付するなら、12月・1月にすればいいじゃない一緒にというのがあるんですよ。何で今なのこんなにずれて。

ということで、2点お願いします。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 今の質問ですが、本当に住民の声があったのか。あったから言ってるんです。自分の考えで物を言わないでほしいと思います。

それから、何で今なのと。その12月・1月時点は国の予定では、これは除外の対象になっていた人です。ですから、そのときに、うちはするよということと言えなかったと思います。

ですから、今回、補正が出たんで45人の人に対して10万円を出そうという形になったものと思います。

それから、何がありましたっけ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 見解が違う。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 見解が違いますね。それでいいと思います。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

本案、議案第23号に対して、3番、柴田正彦君から修正の動議が提出されました。

本動議の修正案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

柴田正彦君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 修正案を提起させていただきました。

皆さんに審議していただきますことを本当に感謝しています。

ぜひとも皆さんそれぞれの意見を出してください。反対意見、結構です。そのために給料をもらっているんですから、やりましょう。

さて、この修正案は、第4次新型コロナウイルス感染症対策事業に対するものです。執行部提案の1事業をやめて2つの事業を増やすという修正案となっています。説明書で概略をまず説明します。

4の1の8子育て世帯の臨時特別給付金10万掛ける45、450万を皆減。そして、介護職関係者の応援給付金3万掛ける510、1,530万円を皆増、清掃業関係者への応援給付金3万掛ける23、69万円の増を提起するものです。

まず、最初の皆減をなぜしているかというのは、これは実は私聞いたのはかなり早い段階でした。嘉麻の方から聞きました。「高額所得者にも10万円出すみたいよ」と。「選挙のばらまきと言われてるよ」と。ちょうど市長選があっていたので。「桂川もするそうですよ」まで言われて、全く聞いていない、そんなの。

私は、しないと思っていましたので。なぜかといったら、もともと国の施策の中でこれが出てきたわけでしょう。だから、うちの場合は選挙が先やし、こんなのないよ、ばらまきとかない。桂川は出ないはずと思っていました。

それで、2月の議運の中で、新年度予算に10万円、なかったんです、確かに。それで、私は「しないですよ」と確認したら「いや、補正でします」と言われた。新年度予算せんけど補正ですると。ああ、そんなことするのですかと啞然としました。

先ほど下川さんに失礼なことを言いましたが、10万円を給付するということはもともとさきの衆議院選挙の中で公明党の公約ですよ。そして、それを自民党が依然からばらまき、ばらまきと言われて、ばらまきと言われるのが嫌で、「いや、しないよ」と。公明党は「してよ」と。

そんな中で、だんだん折衝する中で自民党700万円、公明党1,200万というのが出てきたでしょう。僕はあの時点で、平均950かと、正直思いました。ほぼその通りになってきました。児童手当も利用していく。うまい手やな、多分最初から決まっていたと思います。そして、それは悪いことかといったらそれはそれでいいと思っています。実際に公明党の山口さんはこれで大概のところを含めれるんだからいいじゃないかと言われたんです。

桂川町、先ほど言いましたように、現時点において、大体、2,000人近くの子供さんが3万円の給付を受けています。2,000人ですよ。今回、45人です。45人は、だから、親の所得が3人子供を持った人で960万以上だったらもらえません。子供の数にもよるような感じがします。ですから、960万を稼いでいる人ですよ。先ほど失礼なことを言ったのは、そんな人が要求するんですかと言った。

ちなみに、町職の中で誰がもらうか。町長以外は1,000万超えてる人、いませんよ。到底、私なんか収入1,000万なんか考えられない世界に生きてきました。だから、そういう人たちは児童手当もないし、あっと思われているかもしれんけど、申し訳ないけど、桂川町は貧乏ですし、ここは抑えていただけたらと思っています。

じゃあ、執行部から結局、先ほど執行部から以前頂いた資料があります。どんなことに使っていいんだよという資料になります。

ちょっとすみません。

私が執行部から頂いたのがこの資料です。国のほうが出したと言われて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例、別紙1。

この中には、どう見ても、ない。

あえてあるとすれば、2項目め、雇用維持、雇用機会の確保、困窮者支援等。その中の6番目に子育て世帯家計急変学生・生徒・生活困窮者に対する給付金とあるんです。この流れでいけば、子育て世帯に渡すというのは、お金を持ちょう人やなくて、少ないで困っちょう人には渡していいというふうにはしか読めない。コロナ対策なんですから。

あえて、するならば、先ほど言われた下川さんの言われた理由ならば、町のお金を使うべきです。コロナ給付金じゃないで一般財源から行くべきです。だから、何で早くしないのかと言ったんです。さて、これは私が皆減の理由です。

皆増については、これも下川さんが言われたとおりです。杉村さんが言われました介護職関係者へ応援給付金を。これは前から言われているところです。これが1,530万円です。

そして、清掃業者への応援給付金です。これも実は最初に言われたのは、杉村さんです。確かに発想がいいなと思っています。

それで、それを言われたときに町のほうは何をしたかといったら清掃業者へお金を渡しました、給付金を。じゃあそこで働いている方はどうなるんですかと。コロナ禍で荷物をいっぱい出さないかん。出すごみの中にはひょっとしたらコロナウイルスが潜んでいるかもしれない。そんな状況で働いてもらって、出すべきでしょうということを何回か言ってきました。

いや、それ出す必要はないと言い切られました、執行部に。理解できなかった。

それで、今回、コロナウイルス、こういう事業ならばここでするしかないだろう。これ、多分、最後になるんじゃないかなと思いますので、ぜひともそういう人たちにも頑張ってもらいたいと思って入れています。

では、具体的に、予算を言いますが、正直、どこか漏れがありそうな気がします。初めて見ました。予算を作る側は大変だなと改めて思いました。ほんのちょっとだけ変えたのに全部動いていくというのは驚きました。

2ページ目です。歳入歳出をそれぞれ1億円。そうですね。1億3,907万1,000円とします。1,148万4,000円の増です。これは、先ほどの10万円を町が支給する。45人のを外して介護者、それから清掃業の方に関わる人に渡す分を相殺したお金、1,148万4,000円、これを町の分から出そうというものです。地方交付税から出そうというものです。3ページが具体的にそうなります。

いろいろと絡みがありますが、11ページ。ここの11ページ、3款2項8目子育て世帯への臨時特別給付費をゼロとします。

そして、12ページ、ここの2目予防費の後に、1目保健衛生総務費と入れまして、介護職関係者への応援給付金1,530万円です。これが前に皆減したところが国・県の支出金と一般財源ということで分かれていましたので、そこを分けて、あげています。

清掃費については、一般財源から全てしております。これは2項1目です。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの提出者の説明に質疑はありませんか。

林君。

○議員（2番 林 英明君） この3つ出たうちの下2つ、介護職関係者への応援給付金、これと清掃業関係者への応援給付金、これは修正ではなしに新規提案だと私は思っています。これを議会からの予算の新規提案は権利の侵害といいますか、法令に抵触するおそれもあると聞いておりました。この辺はどう思われますか。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これを出す上で一応読みました。ここに書いてありました、そういうことは。

ただ、よほどやない限りはオーケーだと読めました、僕には。とんでもないことではない。これは特に国からもらったコロナの対策を使うためのものだから、僕はむしろ、私のが一番ぴったりかなとぐらい思っております。

なお、議運でも当然これは認めていただいていますので、いいのかなと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） これは通った場合は非常に難しい問題をはらんでいるのかなと思っています。まず、町長の対応、あとは予算が1,500万ぐらいありますか。千五、六百万、これのつけ方とか。

私たちがこれを修正案を知らされたのが、議運の方は前もって金曜日ぐらいに知らされたんで

すかね。我々が知らされたのは昨日の朝です。この勉強をする間がなかったなど。もうちょっと勉強する間が欲しかったなど。これについては、また今後勉強する時間をつくってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） つくっていただきたいし、今、林さんが言われたのは僕が町長に言ったことなんです。「コロナ関係の予算をもっと勉強する時間を下さい」と、同じことを言いました。新年度会計があるんですよ。一般質問しよんですよ。これまで見よんですよ。正直、いっぱいいっぱいの中、見てもおかしいのがいっぱいあります。「1回、これは下げてもらえませんか」まで言いました。言いよんしゃることは分かるけど、僕が出すタイミングはここしかなかったんです。

素人ですからね、こんな議案を作るのも。正直、手書きを見られたら分かると思う。大変でした。

今後、こういうのを電算係が手伝ってくれればいつかとか教えられるということですから早くなると思うし、皆さんへの提起も早くできると思うし、そうなれば、議運をもう少し考えていただく必要もあると思うし、ぜひともみんなで勉強していくというのは大賛成です。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 質問いたします。この案件は、今、林議員も言われていましたけれども、新規提案されたほうがいいんじゃないかと。

私は、ちょっと勘違いかなと思うのが、議員は予算を作ったりはできないと思うんですよ。予算ができたものを賛成・反対はできると思います。

ただし、今、コロナ禍で介護職の方とかそれから清掃業の方に出す、これは私は本当にいいことだと思います、この提案は。ただし、これは、何で委員会で出してもらえないのかなと。

先ほど、柴田委員長のお話の中で「委員会で話したら出す必要はない」と言われたと。議会と同じと。どげな委員会をしようとするかと俺は聞きたい。

うちの委員会だったら「こんな資料が欲しいんやけどね」という話、「こんな金額、上げてくれんかね」といったらちょっと考えます。「何します」から始まると思うんです。

ですから、まずこういうのは福祉課関係だと思いますので、福祉課に対して「こういう予算何で組んでくれないのか」と。「これを町長に挙げてよ」から始まるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、そういった細かい打合せはされたんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういう細かい打合せは今回なかったでしょう。そういうのはありましたか。「コロナ予算、こんだけありますよ、どうしましょうか」、それをしてくれと僕は

言っているんです。同じことを言っています。

委員会。議運があって、僕も初めて聞いているんですよ。コロナに関してはいつやったですか。11日かな。11日ですね。私が一般質問をした午後ですよ、初めて。どこでできたんですか。何で総務ができて僕らができんやったんですか。総務もできてないはずですよ。こんな投げ込まれて。だって、何もかんも何も、予算書が出てきとらんでしょう。と、思うけど、違いますか。

○議長（原中 政廣君） いいですか。

今、2つに意見が分かれております。議運の中でもこれは福岡の町村議長会のほうにも確認を取っております。

その中で、もう、今、修正に関しては、議員の権限でできるけど、提案的な問題とか、少しかぶったところもありますけれども、もしここでこれを動議を採決取らなかったらこれは議会を延長して再度やり直す必要性があると思います。それで、町村議長会のほうでは、間違いではないということが出ていますので、それと、中身的に、議運の中でもこれは採決で行こうということ、そして、もし駄目だったら駄目な理由を言っていただいて、再度議会の中で調整していくような形で、本日、このまま、今から討論に入って、採決していきたいと思いますが、それに御協力、お願いできますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 公明党、杉村です。反対討論をいたします。

この予算の修正案の内容ですが、確かに私も過去に訴えたことがあるので、趣旨は理解できます。これを執行部が出しているのならもちろん問題はありません。

しかし、議員が自らの予算を修正して、自ら議決するというやり方には反対いたします。

これが許されるなら、今まで何のために一般質問をやってきたのかが分からなくなってしまいます。議員がやりたいことがあるなら、町長、執行部が納得するような一般質問をして、予算を上げてもらい、そして、議決する、それが正当な議会活動ではないかと思い、全力で反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 修正案に賛成の立場で発言いたします。

今回の柴田議員からの補正予算の修正案では、コロナ対策の最前線で仕事をしていただい

る介護職や清掃職員の方たちに支援金を支払うことは国からのコロナ交付金の本来の目的としてのコロナ対策になると思っています。

また、昨年の6月議会に議員発議として、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者などに対し、敬意と感謝の意を表す決議案が、提出者、林議員、賛成者、下川議員、柴田議員から提出され、全員賛成しました。

決議案の最後にこのような文面があります。

「本町議会は医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の経緯と感謝の意を表すとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく」と書いてあります。

つまり、この発議には、医療従事者等に介護職や清掃職の方が該当することは明らかです。

私は、今まで国からのコロナ支援、コロナ対策の交付金を使って福祉や清掃に関わっている職員へ支援金を支給するようお願いしてきましたが、今回の修正案で議員は介護職、清掃職員を支援するとの応援メッセージになり、私たち議員自ら議決した議員発議の行動としてその意思表示になると思いますので、私は賛成します。

また、今回、補正予算に計上された町独自の子育て世帯への臨時特別給付金は、必要と思いますが、国の対策に該当した人たちへは12月と1月に支給されていると思います。今回の執行部の提案の考えだったらなぜ1月に支給されず、3月に提案し、もし、議決した場合でも4月以降の支給になりますが、なぜ今回提案されたのでしょうか。この時期の支給は不適切だと思いますので、柴田議員の皆減にも賛成です。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 反対討論をいたします。全く、我々は、議員として執行部のほうから行政のほうから提案されたことに関してはいろいろと審議をさせていただきます。こちらから逆に提案というのは、これは、杉村議員のおっしゃるとおりで、議員としては、あつていけないことじゃないかと私も同感です。そういうことから、私はこの提案の、内容については、同情するところがあります。ありますけれども、方法的には間違っているというふうに判断して、反対という意見として申し上げます。

○議長（原中 政廣君） ほかに。

林君。どうぞ。

このまま続けさせていただきます。林君。

○議員（2番 林 英明君） 先ほど言いました介護職関係者への応援給付金、清掃業関係者への応援給付金、これについては賛成したい気持ちを十分持っております。

1番目の子育て世代への臨時特別給付金の国の方針は1世帯で1人でも年収960万を超えれば、超えてまたその家族の中にほかの人がゼロでももらえない。そして、960万以下、950万が2人おろうが3人おろうが10万円頂ける。これは非常に不公平なものです。それで、これを対象外になっている児童に対し、町独自で1人10万円を45人に給付するというもので、修正案はこの独自給付分を削除するという案です。削除した場合、給付される児童とされない児童にわだかまりや差別のおそれが皆無ではないと思っています。また、非常に不公平であります。この独自給付案は、飯塚市735人、嘉麻市80人も議会で可決しておりますし、桂川町45人も不公平をなくすために可決すべきだと思っています。独自給付分を削除する修正案に反対いたします。それで全体的に反対ということになります。

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

修正案について採決いたします。起立により採決いたします。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

ただいま修正案が否決されましたので、原案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

○議員（6番 吉川紀代子君） 原案のところでしょう。

○議長（原中 政廣君） はい。そうです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 討論します。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

私は、議案第23号原案に反対の立場から討論に参加をいたします。

この案件は、新型コロナウイルス感染症対応の補正予算であると認識しております。

そして、詳細に見ました。まず、Wi-Fi整備工事が計上されておりますが、設置基準が業者の意見を先行し進められていることに問題があると思います。

次に、KBC公共放送dボタン広報システム化につきましても、住民の意見が反映される場もなく、一方的に決めつけられても住民の方々がどのように利用できるのかと考えますと甚だ疑問に思いました。よって、私は反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論はありませんか。

北原君。

○議員（7番 北原 裕丈君） 賛成討論いたします。この補正予算は町にとって必要な予算と思いますので賛成します。

○議長（原中 政廣君） ほかに。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 反対として発言いたします。

私は、Wi-Fi環境の設置に反対しているわけではありませんし、前回の12月議会でもWi-Fi環境をつくるべきとして質問をしてきました。

今回の補正予算（第1号）の中で、公共施設Wi-Fi整備事業が6施設に対し総額1,024万7,000円で計上されています。

しかし、この事業は国のコロナ対策の臨時交付金を財源とするものです。総合福祉センターは指定避難所になっていますが、Wi-Fi設備範囲が全施設内ではなく、施設内の一部の範囲とすることが果たしてコロナ対策になるのでしょうか。

コロナ対策とは、一人一人の空間を取って密を避けて、人と人が接触をしないようにするということを考えると施設内の全ての範囲にすることが常識と思われれます。

Wi-Fi設備を計画しているほかの指定避難所施設も同じように施設の一部の範囲だけしか利用できない状況ですので、私はいかなるものかと思っております。

また、指定避難所に入っていない古墳館、図書館に整備することはどうなのか、また、目的として行政手続のデジタル化を推進し、接触を回避した住民サービスの提供体制を確立するとしていますが、どのような行政手続のデジタル化ができるか分かりません。そして、今回の補正に計上している事業で、コロナ対策とは言えない、本来は一般財源で実施しなければいけない事業が幾つかあります。行政手続の押印見直し等を行うことにより、手続の簡素化を図ることで、住民の来庁の手間を省略するなど、感染症拡大防止に資するとして209万円、コンビニスマホ収納事業導入事業として733万2,000円、このコンビニスマホ収納導入事業は私は1年以上前から実施するように質問をしてきましたが、来年度実施するとする予算です。この2件はなぜ国のコロナ感染対策の臨時交付金の事業として実施していいのか、理解できません。

また、保育所ICT化推進事業の対象は、町内の私立保育園2園とされており、公立である土師保育所での計画はありませんし、避難所としてのWi-Fi環境の整備にも入っていません。また、幼稚園も計画は入っていません。

次に、情報発信ツールdボタン広報紙活用事業は、デジタル機能の1つであるデータ放送システムdボタンを利用して人との接触をしない方がいいとしてコロナ対策にはなるかもしれませんが、使い方が分からない方が多く出るし、特に高齢者にどのように使い方を指導していくのか、回覧

等では無理ですし、個別に自宅へ行って教えるのでしょうか。

2点目に、初期金額330万と毎年の運用経費金額約50万を考えたら本当に必要なのか。例えば、5年後10年後も必要なのか。

次に、タイムリーな発信を入力するには、職員が入力しますが、災害などがあった場合、タイムリーに発信ができるのか。例えば、台風などの被害状況がテレビのテロップに出てきますが、同じようにdボタン広報紙に入力できるのか、本町の元防災担当者として私の経験では絶対に無理です。入力するならば人材の配置が必要ですので、よく考えていただきたいと思います。

また、この情報発信ツールdボタン広報紙活用事業330万円と幾つかの事業を実施していけば1,000万円以上になります。

先ほど、修正動議の中で否決されましたが、介護職や清掃職員への支援金にしたり、国の事業として実施した住民税非課税世帯で臨時特別交付金として10万円を支給する事業がありましたが、例えば、税金の扶養に入っていてこの臨時特別給付金の対象になっていない住民の方々に桂川町の独自事業としてこの財源を使って支給することができたと思います。

以上のことを整理すると、3点にまとめられます。

1、現在、提起しているWi-Fi設置、押印見直し、コンビニスマホ導入事業は、新型コロナウイルス感染症対策支援対策事業として成り立たないこと。

2、保育所ICT化推進事業は、土師保育所、桂川幼稚園が対象となっていないこと。

3、dボタン広報紙活用事業は費用対効果、周知、入力手続に問題があること。

この3点でこの予算は問題があり過ぎます。よって、私は反対します。

○議長（原中 政廣君） ほかに。杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 賛成討論いたします。この予算案は私としては町単費を使ってでもしていただきたい事業がたくさん含まれています。それに国の交付金を利用できるなんて反対する理由はありません。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ対応とは書いてありますが、コロナに限定ということにこだわるのではなく、使い勝手のよい幅広く使える交付金だとお聞きしました。これは我が党を通じて内閣府にも確認しております。よって、賛成いたします。

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第23号を採決します。

起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第23号令和4年度桂川町一般

会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和4年第2回桂川町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員